

有田市原産地呼称管理制度「認定みかんジュース」認定要領

(目的)

第1条 この要領は、有田市原産地呼称管理制度要綱（以下「要綱」という。）第17条の規定により、有田市原産地呼称管理委員会みかんジュース委員会（以下「みかんジュース委員会」という。）が認定するみかんジュースの基準（以下「認定みかんジュース基準」という。）を定め、みかんジュース委員会及び有田市原産地呼称管理委員会みかんジュース官能審査委員会（以下「みかんジュース官能審査委員会」という。）がこの基準に適合するみかんジュースを審査及び認定することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「認定みかんジュース」とは、認定みかんジュース基準に適合したみかんジュースをいう。

(申請者)

第3条 申請者は、有田市内の個人・法人・その他団体とする。ただし、要綱第30条の規定により認定を取り消された者にあつては、その取消しの日から1年を経過している者であること。

(製造者の基本姿勢)

第4条 製造者は、適切な製造管理により、品質の向上を目指すよう努めること。

(認定の基準)

第5条 認定みかんジュース基準は別表のとおりとする。

(申請)

第6条 要綱第19条の規定による申請は、みかんジュース委員会が別に定める期日までに有田市原産地呼称管理制度「認定みかんジュース」認定申請書（様式1。以下「認定申請書」という。）、有田市原産地呼称管理制度「認定みかんジュース」製造実績等報告書（様式2）及び有田市原産地呼称管理制度「認定みかんジュース」原料みかん受入簿（様式3）をみかんジュース委員会委員長に1部提出するものとする。

2 申請者は、認定みかんジュース基準に規定する審査及び官能審査を受けるため、みかんジュース官能審査委員会が定める審査要領に基づき、審査対象みかんジュースをみかんジュース委員会委員長に市販用容器に詰め、提出するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 申請者は、認定申請書を提出した後、有田市原産地呼称管理制度「認定みかんジュース」認定申請取下書（様式4）をみかんジュース委員会委員長に1部提出することをもって申請を取下げることができるものとする。

(審査基準及び方法)

第8条 要綱第20条の規定による審査は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) みかんジュース委員会は、提出された認定申請書について書類審査を行うものとする。
- (2) みかんジュース委員会は、必要に応じて現地審査を行うことができるものとする。
- (3) 現地審査は、みかんジュース委員会の他みかんジュース官能審査委員会及び市が

実施できるものとする。

(4) みかんジュース委員会は、書類審査及び現地審査の結果を申請者に通知する。

(5) みかんジュース官能審査委員会は、みかんジュース委員会が官能審査以外の認定みかんジュース基準に適合したと認めたみかんジュースについて、別に定める規定により官能審査を実施するものとする。

(認定書の交付)

第9条 要綱第21条第1項の規定により認定されたみかんジュースについて、認定書(様式5)を交付するものとする。

(認定みかんジュースの表示)

第10条 要綱第23条及び第24条の規定による認定みかんジュースの表示は、みかんジュース委員会が別に定めるところにより行うこととする。

(認定台帳)

第11条 みかんジュース委員会は、有田市原産地呼称管理制度「認定みかんジュース」認定台帳(様式6)を作成し、保管するものとする。

(商品名等の変更届)

第12条 認定みかんジュースについて、認定後に商品名を付けようとする場合又は商品名を変更しようとする場合は、あらかじめ有田市原産地呼称管理制度「認定みかんジュース」商品名等届出書(様式7)をみかんジュース委員会委員長に1部提出しなければならない。

(認定期間)

第13条 認定みかんジュースの認定期間は、認定日以後1年間とする。

(認定みかんジュースの調査等)

第14条 認定を受けた申請者(以下「認定申請者」という。)は、要綱第29条に基づく立入調査等が行われる場合これに協力しなければならない。

2 認定申請者は、認定みかんジュースの製造から出荷の情報及び販売先、数量等を確認できる書類を整えておかなければならない。

3 認定申請者は、品質の証明に必要な認定みかんジュースをサンプルとして出荷完了後6ヶ月間、品質が変化しない状態で保管しておかなければならない。

(認定みかんジュースの出荷結果報告)

第15条 認定申請者は、当該認定期間に係る認定みかんジュースの出荷が全て完了したときから30日以内に有田市原産地呼称管理制度「認定みかんジュース」出荷実績報告書(様式8)をみかんジュース委員会委員長に1部提出するものとする。

(販売の自粛)

第16条 認定申請者は、認定みかんジュースの品質の劣化等が生じた場合は、認定みかんジュースとしての販売を自粛しなければならない。

(認定品のPR)

第17条 認定申請者は、認定みかんジュースのPRに励むとともに、有田市原産地呼称

管理制度のPRに努めるものとする。

付 則

(施行期日)

この要領は、平成24年1月10日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要領は、平成25年12月9日から施行する。

別表

認定みかんジュース基準

区 分	基準項目	基 準
原 料	栽培地区	・有田郡市であること
	品 種	・温州みかんであること
	栽培方法	・特定しない
製 造	果汁	・100%（ストレート）であること
	添加物	・認めない
	製造方法	・特定しない
	製造地	・特定しない
官 能 審 査		・別に設置する「みかんジュース官能審査委員会」が規定する官能審査に合格すること